

防衛医科大学校病院規則第3号

防衛医科大学校病院保険診療審査委員会規則を次のように定める。

昭和60年11月7日

防衛医科大学校病院長 高 谷 治

防衛医科大学校病院保険診療審査委員会規則

改正 平成17年4月1日規則第3号
平成19年3月30日規則第3号
平成21年10月16日規則第2号
平成22年3月30日規則第1号
平成24年4月6日規則第1号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

(設置)

第1条 防衛医科大学校病院に、保険診療の適正かつ円滑な運営を図るため、保険診療審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各診療科（内科及び外科においては各部門をいう。）及び中央診療施設に置かれる部及び室（医療情報部、薬剤部及び看護部を除く。）に勤務する教官である医師のうちから防衛医科大学校病院長の指名する者
- (2) 埼玉県社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会から委員の委嘱を受けている者
- (3) 病院運営課長
- (4) 医療情報部副部長
- (5) 地域医療連携室副室長
- (6) 薬剤部副部長
- (7) 看護部副部長のうち1名

2 委員長は、防衛医科大学校病院副院長（管理運営担当）をもって充てる。

3 第1項第1号の委員の任期は、2年とする。

4 第1項第1号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任者の残任期間とする。

5 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険診療についての指導及び改善に関すること。
- (2) 診療報酬請求明細書の審議及び請求方法の改善に関すること。
- (3) 再審査請求に関すること。
- (4) 保険に関する研究会・講習会の開催に関すること。
- (5) 診断群分類（DPC）の適切なコーディングに関すること。
- (6) その他保険診療に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、年2回開催する。

- 2 委員長は、委員会の招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員に事故があるときは、あらかじめ委員が指名する者を、委員会に出席させることができる。
- 4 委員長は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和63年9月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。